

令和 7 年度 第 4 回庁議要旨

日時：令和 7 年 5 月 2 0 日（火）

午後 1 時～午後 1 時 2 0 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 火災発生時の消防団招集に係る防災行政無線の運用の終了について（危機管理部）

本市では、火災発生時における迅速な消防団の招集と津波発生時の迅速な市民への連絡を目的に、消防本部から遠隔操作により消防職員が防災行政無線を放送できるよう、平成 21 年 9 月に石巻地区広域行政事務組合（以下「消防本部」という。）と「防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定」を締結し、「火災発生があった場合の第 1 報」及び「津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合の第 2 報以降」について運用してきたところである。

このうち、火災発生時には、防災行政無線での放送のほか、消防本部のシステムによる消防団幹部に対する電話回線を用いた自動発信や、消防団幹部から出動団員への電話等による連絡網、消防団員向けの火災現場地図を添付したメールの配信により消防団の招集を行っており、防災行政無線によらない消防団の招集方法が確立している。

防災行政無線の緊急通報に係る運用を見直し、消防団招集に係る防災行政無線による「火災発生があった場合の第 1 報」を終了するもの。

(1) 主な内容

防災行政無線の緊急通報に係る運用を見直し、防災行政無線による「火災発生があった場合の第 1 報」を令和 7 年 1 0 月 1 日に終了する。

(2) 今後の予定

令和 7 年 6 月	石巻市消防団地区団長会議にて説明
6～8 月	市民への広報（市報、ホームページ等）
9 月	防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定書の変更
1 0 月	防災行政無線による「火災発生があった場合の第 1 報」の終了

2 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る接種期間の延長について（保健福祉部）

本市では、麻しん及び風しんの予防のため、予防接種法に基づき、小児を対象とした定期予防接種を行っている。また、平成 30 年 7 月以降、30 代から 50 代の男性を中心に風しん患者が増加したことを受け、早急に風しんの発生及びまん延を防止するため、対象世代の男性を風しんの定期予防接種対象者として追加し、令和 7 年 3 月 31 日まで実施してきた。

令和 6 年 11 月以降、一部医薬品メーカーが取り扱う麻しん風しん混合ワクチンの出荷が停止され、該当するワクチンのみを使用する医療機関でのワクチン不足が全国的に発生し、接種期間中に定期予防接種を受けることができなかった対象者が生じたことから、令和 7 年 3 月、当初の接種期間中に接種を受けることができなかった対象者について、予防接種法施行規則第 2 条の 8 第 4 号に該当する「特別な事情」があったものとし、定期予防接種の接種期間を 2 年間延長する旨の通知が厚生労働省より発出され

た。

国の通知に合わせ、麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る接種期間を延長するもの。

(1) 主な内容

ア 接種期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間を延長する。

イ 接種方法：指定医療機関における個別接種とする。

ウ 接種期間延長特例対象者

(令和7年3月31日現在)

区 分	対 象 者	延 長 対象者数
第1期	令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの者で、麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	60人
第2期	平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの者で、麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	104人
第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者 ※ 令和6年度末までに抗体検査を実施しなかった者は対象外	109人
合 計		273人

(2) 今後の予定

令和7年5月中旬 石巻市医師会及び桃生郡医師会との協議

下旬 勧奨通知発送

6月上旬 接種開始

3 石巻市釜地区第三放課後児童クラブの新規設置について（保健福祉部）

本市では、28地区に合計48箇所の放課後児童クラブを設置しているが、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加など社会状況の変化に伴う放課後児童クラブ利用ニーズの高まりを背景に、令和7年度の利用児童が5地区において定員数を上回り、待機児童が発生する状況となっている。

特に、25名以上の待機児童が発生し、年度内の解消が見込めない釜地区及び蛇田地区のうち、蛇田地区については、定員に達していない向陽地区第二放課後児童クラブを代替場所とすることで解消を目指す方針とした。一方、釜地区については、最寄りの放課後児童クラブや小学校内の教室等に空きがないため、解消が困難な状況となっていることに加え、令和15年度まで毎年25名以上の待機児童が発生することが見込まれており、抜本的な対策が必要となっている。

待機児童を解消し、児童の安全確保及び健全育成を図るため、釜地区第三放課後児童クラブを新規設置するもの。

(1) 主な内容

【変更内容】

校庭を有効活用するため、校庭に設置している釜地区第二放課後児童クラブを解体し、新たに2階建ての専用クラブ室を建設し、釜地区第二・第三放課後児童クラブとして開設する。

【設置箇所数及び定員数】

名称	令和9年度～		現 行	
	定員	位置	定員	位置
釜地区第一	50人	大街道西二丁目6番80号	70人	大街道西二丁目6番80号
釜地区第二	50人	大街道西二丁目1番51号	50人	大街道西二丁目1番51号
釜地区第三【新設】	50人	大街道西二丁目1番51号	—	—

(2) 今後の予定

令和7年 6月 市議会第2回定例会に関係予算案（設計費）について提案

8月 設計業務発注

令和8年 6月 市議会第2回定例会に関係予算案（工事費等）について提案

8月 工事着工

9月 ・市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和9年4月1日）

・石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正

（施行予定年月日：令和9年4月1日）

令和9年 3月 工事完了

4月 開設

[報告事項]

1 予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて（保健福祉部）

本市では、感染症の予防のため、予防接種法の規定に基づく多様な感染症の予防接種を実施しており、さらに、予防接種法の規定に基づかないおたふくかぜ及び水痘（3歳以上）の予防接種についても独自で実施している。予防接種により健康被害が発生した場合、事故災害補償金を支給することとしているが、予防接種法の規定によらず本市が独自に実施している予防接種への補償については、「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」及び「石巻市予防接種事故災害補償規則」により事故災害補償金の支給を行っている。

令和7年3月31日、予防接種法施行令の一部を改正する政令等が公布され、予防接種法の規定に基づく予防接種における事故災害補償金額が引き上げられた。

これに伴い、予防接種法の規定によらず本市が独自に実施している予防接種に係る事故災害補償についても、本市が加入する「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」において補償金額の一部が改正された。

同保険の一部改正に伴い、本市においても規則を改正し、予防接種における事故災害補償金額の引き上げを行ったもの。

(1) 主な内容

予防接種における事故災害補償金額の引き上げ

補償金の種類		改 正	現 行
ア 死亡補償金		48,000,000円	46,700,000円
イ 障害の場合	(ア) 1級	48,000,000円	46,700,000円
	(イ) 2級	31,960,000円	31,096,000円
	(ウ) 3級	24,399,000円	23,739,000円

対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘（3歳以上））

(2) 今後の予定

なし

【その他】

- ・令和7年石巻市議会第2回臨時会の開催について（総務部）
- ・災害対策本部の参集訓練について（危機管理部）
- ・地域づくり基金事業助成金にかかる審査の出席の御礼（市民生活部）
- ・令和6年度出納閉鎖について（会計管理者）
- ・公共交通利用促進デーへの協力について（復興企画部）

以上